

8-9 金品の返還

退職後、請求に基づき7日以内に

金品の返還
(法23条)

退職後、権利者(*1)の請求があった場合において

- (1) 賃金
- (2) 積立金、保証金、貯蓄金その他労働者の権利に属する金品（退職金は特定した支払期日に支払うこととしてよい）

(*1) 退職の場合は労働者本人、労働者死亡の場合においては遺産相続人となる

使用者は労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他労働者の権利の属する金品を返還しなければならない（労基法23条1項）。

権利者とは、退職の場合は本人、労働者死亡の場合は相続人（死亡労働者の退職金は、退職金規定の定めるところによる）であり、一般債権者は含まない。

定期賃金については、請求があった場合には、支払日到来前であっても、7日以内には支払わなければならない。

退職金については、当該規定において予め約定した支払期日に支払うことでよい（昭63.3.14基発150号）こととされている。

賃金又は金品について労使間に争いがある場合は、意義のない部分について7日以内に支払い又は返還しなければならない（労基法23条2項）。